

契約書（案）

- 1 業 務 名 愛媛県立子ども療育センター水熱源空調機の取替修繕
- 2 履 行 場 所 愛媛県東温市田窪 2135 番地
- 3 履 行 期 間 自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）
至 令和 年 月 日
- 4 契 約 金 額 金_____円
（うち消費税及び地方消費税の額_____円）
- 5 契約保証金 金_____円

上記について、愛媛県立子ども療育センターを甲とし、_____を乙とし、甲乙間において、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の実施）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき業務を履行すること。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第3条 乙は、この業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第4条 乙は、業務を下請負人に請け負わせて施工するときは、あらかじめ、当該業務の下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）につき、その商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。下請負人または下請け工事の内容を変更したときも同様とする。

（工程表）

第5条 乙は、この契約締結後、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、工程表を変更したときは、その都度変更後の工程表を甲に提出しなければならない。

2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第6条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

（1）現場代理人

（2）主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）

（3）専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(4) 担当技術者（現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者以外の者で、主任技術者又は監理技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐し、この工事に専任の技術者とする。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。また、現場代理人は、甲が認めた場合には、当該工事以外の他の工事と兼務することができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、改修前、改修中及び改修後の写真を撮影し、事業が完了したときは、書面及び写真をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完了検査を行うものとする。

3 目的物の引渡しの日は、前項に定める完了検査に合格した日とする。

(代金の支払)

第8条 甲は、代金を前条に定める完了検査合格後、適正な支払請求書を受領した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に代金を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てるものとする。

(事情変更)

第10条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された目的物が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減

額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(条件変更等)

第12条 乙は、業務の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、施工上の制約等仕様書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 仕様書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し仕様書の訂正を行う場合にあっては、甲が行うこと。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し工事目的物の変更を伴う仕様書の変更を行う場合にあっては、甲が行うこと。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し工事目的物の変更を伴わない仕様書の変更を行う場合にあっては、甲が乙と協議して行うこと。

5 甲は、前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書の変更)

第 13 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第 14 条 乙は、天候の不良等乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅延の場合における損害金)

第 15 条 乙の責めに帰する事由により履行期間を延長した場合には、甲は、契約金額から既成部分に対する代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年 3 % の利息を徴収することができる。

(履行期間の短縮・中止等)

第 16 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。この場合、前項の規定を準用する。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第 17 条 甲又は乙は、履行期間内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（契約金額から甲が確認した当該請求時の出来形部分に相応する金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 に相当する額を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とする。

- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項に規定する場合その他業務の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第19条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって、検査、立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える部分の額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定す

る。

- (1) 工事目的物に関する損害については、損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害については、損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるのに相応する契約金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害については、損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額（以下この号において「未償却費の額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が未償却費の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える部分の額」とあるのは、「契約金額の100分の1を超える部分の額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（甲の解除権）

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第 11 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

(違約金)

第 21 条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 22 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 23 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が改修の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属する者を含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は、改修を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第 25 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第 26 条 乙は、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(紛争処理)

第 27 条 本契約に関する紛争については、原則として裁判所における訴訟手続によって処理するものとし、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 28 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）、公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定令和 7 年 12 月 2 日改正（最新版））によるものとし、規則等に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 8 年 月 日

住所 愛媛県東温市田窪 2135 番地
甲 氏名 愛媛県立子ども療育センター
所 長 若本 裕之

住所
乙
氏名